

小監公告第11号
令和元年10月8日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

記

1. 監査対象

公益社団法人 小山市シルバー人材センター
保健福祉部 地域包括ケア推進課

2. 監査期日

令和元年8月26日

3. 監査の主眼点

財務に関する事務の効果と適法性について、あらかじめ提出を求めた資料及び関係帳簿、証ひょう類の書類等を審査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、事務の執行状況及び経理事務の点検を行うほか、実地監査として、主に小山市シルバー人材センターの管理状況の確認を行った。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

5. 意見・要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

- 所管課として、財政援助団体が法で規定された趣旨・目的を効果的に達成するため、適切に指導、助言、評価が行えるような業務フローや事務フローを策定すると共に、そこから想定されるリスクとその対応策等、財政援助団体側の内部統制についても積極的に関与すべきと考える。所管課と財政援助団体間での内部統制機能が円滑に働くことにより、財政援助団体による事業運営の充実が図られることを期待する。
- シルバー人材センターより、プロパー職員の能力向上や仕事のマンネリ化阻止といった観点から、他市のシルバー人材センターや市役所等との人事交流を企図する意見が出されたが、所管課としてどのような人事交流が可能であるか積極的に調査・研究を行い、センターに対して提言するよう期待する。